

令和8年熊本地震により広島市へ避難して来られた皆様への支援制度について

このたびの熊本地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。
 広島市では、次のような支援制度を設けています。支援制度の詳細については、本市ホームページをご覧ください。各担当課等へお問い合わせください。

【支援策一覧】

区 分		内 容	担当課等
見舞金の支給に関すること		災害見舞金に関すること	広島市社会福祉協議会 中区事務所(249-3114) 東区事務所(263-8443) 南区事務所(251-0525) 西区事務所(294-0104) 安佐南区事務所(831-5011) 安佐北区事務所(814-0811) 安芸区事務所(821-2501) 佐伯区事務所(921-3113) 広島市社会福祉協議会総務課(264-6400)
住まいに関すること	市営住宅入居	仮住宅として市営住宅を無償提供 ※ 入居者には生活必需品を提供します。	都市整備局住宅政策課(504-2293) ※ 健康福祉局健康福祉企画課(504-2144)
	くみ取り手数料の免除		環境局業務第二課(504-2222)
	料金等の免除	水道料金及び下水道使用料の減免	水道局中央営業所(221-5522) 水道局安佐南営業所(831-4565) 水道局安佐北営業所(819-3958) 水道局安芸営業所(821-4949) 水道局佐伯営業所(923-4121) 水道局営業課庶務係(511-6832)
学 校 に 関 する 事 項	転入学	市立小学校・中学校への転入学手続	(小学校・中学校について) 教育委員会学事課学事係(504-2975)
		市立高等学校・中等教育学校への転入学手続	(高等学校・中等教育学校について) 教育委員会指導第二課高等学校指導係(504-2704)
		市立特別支援学校への転入学手続	(特別支援学校について) 教育委員会特別支援教育課(504-2494)
	授業料の減免	市立高等学校授業料等の減免	教育委員会学事課学事係(504-2975)
	教科書等	教科書・教材・学用品費等の給与	教育委員会学事課学事係(504-2469、504-2975)
	放課後児童クラブ	放課後児童クラブ利用手続及び利用料金の減免等	こども未来局放課後対策課(242-2014) 中区地域起こし推進課(504-2670) 東区地域起こし推進課(568-7705) 南区地域起こし推進課(250-8935) 西区地域起こし推進課(532-0927) 安佐南区地域起こし推進課(831-4926) 安佐北区地域起こし推進課(819-3905) 安芸区地域起こし推進課(821-4905) 佐伯区地域起こし推進課(943-9705)
税 金 に 関 する 事 項		市税の申告・納付等の期限の延長	
		1 対象者 次の対象地域に住所・居所を有する個人及び主たる事務所・事業所を有する法人等 【対象地域】 熊本県八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町 2 手続 手続を行う必要はありません。 期限をいつまで延長するかについては、別に定め、お知らせすることとしています。 3 対象地域以外の被災された方に対する個別の期限の延長 上記1の対象地域以外の地域に住所・居所を有する個人及び主たる事務所・事業所を有する法人等であっても、この度の地震により被災された方については、個別に申請することにより、市税の申告・納付等の期限が延長される制度があります。	中央市税事務所第一市民税係(504-2564) 南税務室(250-8946) 東部市税事務所市民税係(568-7719) 安芸税務室(821-4913) 西部市税事務所第一市民税係(532-0942) 佐伯税務室(943-9716) 北部市税事務所第一市民税係(831-4935) 安佐北税務室(819-3913) 財政局税務部市民税課特別徴収係(504-2089) 財政局税務部市民税課法人課税係(504-2093) 財政局税務部固定資産税課償却資産係(504-2127)
		市税の減免等(市民税等)	1(個人市民税の減免)及び2(災害により生じた損失の雑損控除)について 中央市税事務所第一市民税係(504-2564) 南税務室(250-8946) 東部市税事務所市民税係(568-7719) 安芸税務室(821-4913) 西部市税事務所第一市民税係(532-0942) 佐伯税務室(943-9716) 北部市税事務所第一市民税係(831-4935) 安佐北税務室(819-3913) 3(市税の徴収猶予)について 財政局収納対策部徴収第三課(504-0323)

区 分	内 容	担当課等
税 金 に 関 す る こ と	市税証明等の交付手数料の免除 1 免除する証明書の種類 ・納税証明書 ・課税証明書 ・固定資産課税台帳登録事項証明書 ・住宅用家屋証明書 2 申請手続の際に確認させていただくこと ・窓口に来た方がご本人であること(運転免許証等) ・り災された方であること(り災証明書、現況写真等) 3 留意事項 被災を原因として行う各種手続のために請求するものに限ります。また、コンビニエンスストア等の店舗で請求される場合は手数料の免除はありません。	中央市税事務所管理係(504-2558) 南税務室(250-8946) 東部市税事務所管理係(568-7715) 安芸税務室(821-4913) 西部市税事務所管理係(532-0937) 佐伯税務室(943-9716) 北部市税事務所管理係(831-4932) 安佐北税務室(819-3913) 財政局税務部市民税課法人課税係(504-2093) 財政局収納対策部徴収企画課庶務係(504-0155)
生 活 困 窮 に 関 す る こ と	生活困窮相談	中区くらしサポートセンター(545-8388) 東区くらしサポートセンター(568-6887) 南区くらしサポートセンター(250-5677) 西区くらしサポートセンター(235-3566) 安佐南区くらしサポートセンター(831-1209) 安佐北区くらしサポートセンター(815-1124) 安芸区くらしサポートセンター(821-5662) 佐伯区くらしサポートセンター(943-8797) 広島市くらしサポートセンター(264-6405)
	生活保護に関する相談	中区生活課 (504-2331) 東区生活課 (568-7727) 南区生活課 (250-4141) 西区生活課 (294-6135) 安佐南区生活課 (831-5010) 安佐北区生活課 (819-0614) 安芸区生活課 (821-2806) 佐伯区生活課 (943-9726) 健康福祉局保護自立支援課(504-2138)
	生活福祉資金貸付制度	広島市社会福祉協議会 中区事務所(249-3114) 東区事務所(263-8443) 南区事務所(251-0525) 西区事務所(294-0104) 安佐南区事務所(831-5011) 安佐北区事務所(814-0811) 安芸区事務所(821-2501) 佐伯区事務所(921-3113) 広島市社会福祉協議会地域福祉推進課事業係(TEL264-6404)
健 康 管 理 に 関 す る こ と	健康相談	中区地域支えあい課地域支援第一係(504-2109) 中区地域支えあい課地域支援第二係(504-2528) 東区地域支えあい課地域支援第一係(568-7735) 東区地域支えあい課地域支援第二係(568-7729) 南区地域支えあい課地域支援第一係(250-4133) 南区地域支えあい課地域支援第二係(250-4108) 西区地域支えあい課地域支援第一係(294-6384) 西区地域支えあい課地域支援第二係(294-6235) 安佐南区地域支えあい課地域支援第一係(831-4944) 安佐南区地域支えあい課地域支援第二係(831-4942) 安佐北区地域支えあい課地域支援第一係(819-0616) 安佐北区地域支えあい課地域支援第二係(819-0586) 安芸区地域支えあい課地域支援係(821-2820、821-2809) 佐伯区地域支えあい課地域支援第一係(943-9733) 佐伯区地域支えあい課地域支援第二係(943-9731)
	メンタルヘルス相談	健康福祉局精神保健福祉センター相談課(245-7731) 中区地域支えあい課地域支援第一係(504-2109) 東区地域支えあい課地域支援第一係(568-7735) 南区地域支えあい課地域支援第一係(250-4133) 西区地域支えあい課地域支援第一係(294-6384) 安佐南区地域支えあい課地域支援第一係(831-4944) 安佐北区地域支えあい課地域支援第一係(819-0616) 安芸区地域支えあい課地域支援係(821-2820) 佐伯区地域支えあい課地域支援第一係(943-9733) 健康福祉局精神保健福祉課(504-2228)
	こどもの心の問題に関する相談	中区地域支えあい課地域支援第一係(504-2109) 東区地域支えあい課地域支援第一係(568-7735) 南区地域支えあい課地域支援第一係(250-4133) 西区地域支えあい課地域支援第一係(294-6384) 安佐南区地域支えあい課地域支援第一係(831-4944) 安佐北区地域支えあい課地域支援第一係(819-0616) 安芸区地域支えあい課地域支援係(821-2820) 佐伯区地域支えあい課地域支援第一係(943-9733)

区 分	内 容	担当課等
健康 管 理 に 関 す る こ と	母子健康手帳の交付及び妊婦、乳幼児に対する健康診査等	中区地域支えあい課地域支援第一係(504-2109) 東区地域支えあい課地域支援第一係(568-7735) 南区地域支えあい課地域支援第一係(250-4133) 西区地域支えあい課地域支援第一係(294-6384) 安佐南区地域支えあい課地域支援第一係(831-4944) 安佐北区地域支えあい課地域支援第一係(819-0616) 安芸区地域支えあい課地域支援係(821-2820) 佐伯区地域支えあい課地域支援第一係(943-9733) こども未来局こども青少年支援部(504-2623)
医 療 ・ 介 護 等 に 関 す る こ と	国民健康保険医療費の一部負担金の減免	(減免について) 中区保険年金課(504-2555) 東区保険年金課(568-7711) 南区保険年金課(250-8941) 西区保険年金課(532-0933) 安佐南区保険年金課(831-4929) 安佐北区保険年金課(819-3909) 安芸区保険年金課(821-4910) 佐伯区保険年金課(943-9712) 健康福祉局保険年金課保険係(504-2157)
	国民健康保険料の減免等	(減免について) 中区保険年金課(504-2555) 東区保険年金課(568-7711) 南区保険年金課(250-8941) 西区保険年金課(532-0933) 安佐南区保険年金課(831-4929) 安佐北区保険年金課(819-3909) 安芸区保険年金課(821-4910) 佐伯区保険年金課(943-9712) 健康福祉局保険年金課保険係(504-2157)
		(徴収猶予について) 財政局収納対策部徴収第三課 (TEL:504-0323・FAX:249-3901)
	国民年金保険料の免除	中区保険年金課(504-2556) 東区保険年金課(568-7712) 南区保険年金課(250-8944) 西区保険年金課(532-0935) 安佐南区保険年金課(831-4931) 安佐北区保険年金課(819-3910) 安芸区保険年金課(821-4910) 佐伯区保険年金課(943-9713) ※なお、出張所で手続きが可能かどうかは各区にお問い合わせください。 健康福祉局保険年金課管理係(504-2159)
	後期高齢者医療費の一部負担金の減免	中区福祉課高齢介護係 (TEL:504-2570 FAX:504-2175) 東区福祉課高齢介護係 (TEL:568-7730 FAX:568-7781) 南区福祉課高齢介護係 (TEL:250-4107 FAX:254-9184) 西区福祉課高齢介護係 (TEL:294-6218 FAX:233-9621) 安佐南区福祉課高齢介護係 (TEL:831-4941 FAX:870-2255) 安佐北区福祉課高齢介護係 (TEL:819-0585 FAX:819-0602) 安芸区福祉課高齢介護係 (TEL:821-2808 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課高齢介護係 (TEL:943-9729 FAX:923-1611) 健康福祉局保険年金課福祉医療係 (TEL:504-2158 FAX:504-2135)
	後期高齢者医療保険料の減免	
	ひとり親家庭等医療費補助の支給要件の緩和	中区福祉課児童福祉係 (TEL:504-2569 FAX:504-2175) 東区福祉課児童福祉係 (TEL:568-7733 FAX:568-7781) 南区福祉課児童福祉係 (TEL:250-4131 FAX:254-9184) 西区福祉課児童福祉係 (TEL:294-6342 FAX:294-6311) 安佐南区福祉課児童福祉係 (TEL:831-4945 FAX:870-2255) 安佐北区福祉課児童福祉係 (TEL:819-0605 FAX:819-0602) 安芸区福祉課児童福祉係 (TEL:821-2813 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課児童福祉係 (TEL:943-9732 FAX:923-1611) 健康福祉局保険年金課福祉医療係 (TEL:504-2158 FAX:504-2135)
	子ども医療費補助の支給要件の緩和	

区 分	内 容	担当課等
医 療 ・ 介 護 等 に 関 す る こ と	市立病院の診療費等の後納又は分納	広島市民病院(212-3229) 北部医療センター安佐市民病院(815-5211) 舟入市民病院(232-6195) リハビリテーション病院(848-8001) 自立訓練施設(849-2868) 安芸市民病院(827-0121)
	介護保険料の減免	中区福祉課高齢介護係 (TEL:504-2478 FAX:504-2175) 東区福祉課高齢介護係 (TEL:568-7732 FAX:568-7781) 南区福祉課高齢介護係 (TEL:250-4138 FAX:254-9184) 西区福祉課高齢介護係 (TEL:294-6585 FAX:233-9621) 安佐南区福祉課高齢介護係 (TEL:831-4943 FAX:870-2255) 安佐北区福祉課高齢介護係 (TEL:819-0621 FAX:819-0602) 安芸区福祉課高齢介護係 (TEL:821-2823 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課高齢介護係 (TEL:943-9730 FAX:923-1611) ※ 介護保険料の減免 健康福祉局介護保険課管理係 (TEL:504-2173 FAX:504-2136) ※ 介護保険利用者負担額の減免 健康福祉局介護保険課認定・給付係 (TEL:504-2363 FAX:504-2136)
	介護保険利用者負担額の減免	
障 害 福 祉 に 関 す る こ と	心身障害者扶養共済制度の掛金の減免	中区福祉課障害福祉係(504-2588) 東区福祉課障害福祉係(568-7734) 南区福祉課障害福祉係(250-4132) 西区福祉課障害福祉係(294-6346) 安佐南区福祉課障害福祉係(831-4946) 安佐北区福祉課障害福祉係(819-0608) 安芸区福祉課障害福祉係(821-2816) 佐伯区福祉課障害福祉係(943-9769) 健康福祉局障害福祉課(504-2147)
	特別児童扶養手当等支給に係る所得制限の適用除外	
	重度心身障害者医療費補助の支給要件の緩和	中区福祉課障害福祉係 (TEL:504-2588 FAX:504-2175) 東区福祉課障害福祉係 (TEL:568-7734 FAX:568-7781) 南区福祉課障害福祉係 (TEL:250-4132 FAX:254-9184) 西区福祉課障害福祉係 (TEL:294-6346 FAX:294-6311) 安佐南区福祉課障害福祉係 (TEL:831-4946 FAX:870-2255) 安佐北区福祉課障害福祉係 (TEL:819-0608 FAX:819-0602) 安芸区福祉課障害福祉係 (TEL:821-2816 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課障害福祉係 (TEL:943-9769 FAX:923-1611) 健康福祉局保険年金課福祉医療係 (TEL:504-2158 FAX:504-2135)
	重度精神障害者医療費補助の支給要件の緩和	中区福祉課障害福祉係 (TEL:504-2588 FAX:504-2175) 東区福祉課障害福祉係 (TEL:568-7734 FAX:568-7781) 南区福祉課障害福祉係 (TEL:250-4132 FAX:254-9184) 西区福祉課障害福祉係 (TEL:294-6346 FAX:294-6311) 安佐南区福祉課障害福祉係 (TEL:831-4946 FAX:870-2255) 安佐北区福祉課障害福祉係 (TEL:819-0608 FAX:819-0602) 安芸区福祉課障害福祉係 (TEL:821-2816 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課障害福祉係 (TEL:943-9769 FAX:923-1611) (健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課 (TEL:504-2228 FAX:504-2256))
そ の 他 の く ら し に 関 す る こ と	保育園等の入園手続及び保育料・副食費の減免	中区福祉課児童福祉係(504-2569) 東区福祉課児童福祉係(568-7733) 南区福祉課児童福祉係(250-4131) 西区福祉課児童福祉係(294-6342) 安佐南区福祉課児童福祉係(831-4945) 安佐北区福祉課児童福祉係(819-0605) 安芸区福祉課児童福祉係(821-2813) 佐伯区福祉課児童福祉係(943-9732) こども未来局幼保給付課(504-2154)
	保育料の徴収猶予	財政局収納対策部徴収第三課(504-0323)

区 分	内 容	担当課等
そ の 他 の く ら し に 関 す る こ と	養護老人ホームの入所手続及び入所者負担金の減免	中区地域支えあい課包括支援係(504-2852) 東区地域支えあい課地域包括支援係(568-7731) 南区地域支えあい課地域包括支援係(250-4109) 西区地域支えあい課地域包括支援係(294-6512) 安佐南区地域支えあい課地域包括支援係(831-4568) 安佐北区地域支えあい課地域包括支援係(819-0587) 安芸区地域支えあい課地域包括支援係(821-2810) 佐伯区地域支えあい課地域包括支援係(943-9728) 健康福祉局高齢福祉課福祉係(504-2145)
そ の 他 の 相 談 等 に 関 す る こ と	差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット(パソコン・携帯電話・スマートフォン)で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。	みんなの人権110番 (TEL:0570-003-110 平日8:30～17:15) こどもの人権110番 (TEL:0120-007-110 平日8:30～17:15) インターネット人権相談受付窓口(24時間365日対応) (https://www.jinken.go.jp/ パソコン、携帯電話、スマートフォン共通) SNS(LINE)による人権相談 (LINEで「法務局LINEじんけん相談」を検索し友達追加の上、ご利用ください。 アカウント名:「法務局LINEじんけん相談」 ID:@linejinkensoudan 平日8:30～17:15) 外国語人権相談ダイヤル(Foreign language Human Rights Hotline) (TEL:0570-090-911 平日9:00～17:00)
	ボランティアに関する相談	広島市社会福祉協議会ボランティア情報センター(264-6408) 市民局市民活動推進課支援係(504-2113)
	配偶者等からの暴力(DV)に関する相談・女性相談	広島市配偶者暴力相談支援センター (504-2412 月曜日～金曜日 10時～17時) (252-5578 土・日曜日・祝日 10時～17時) (市民局人権啓発部男女共同参画課)
	男女共同参画推進センター「女性・男性のためのなんでも相談」	女性専用電話(248-3315) (月曜日を除く10時～16時、水・木曜日は通常時間プラス17時～20時) 男性専用電話(545-6160) (水曜日17時～20時及び土曜日13時～16時) (市民局人権啓発部男女共同参画課) ※月曜日、祝日法に規定された休日(日曜日を除き、当該休日が月曜日のときは、その直後の休日でない日)を除く